

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
生 活 衛 生 課

目 次

1. 生活衛生関係営業対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について 2
- (2) 平成 27 年度予算案について 2
- (3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について 3
- (4) 平成 27 年度税制改正案について 4
- (5) 振興指針について 5
- (6) 理容業・美容業について 5
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について 6
- (8) クリーニング業について 6
- (9) 食品表示の適正化について 7
- (10) 標準営業約款の登録普及促進について 7
- (11) 環境衛生監視指導研修について 8

2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について 9
- (2) シックハウス対策について 9

3. その他

- (1) 墓地埋葬行政について 10
- (2) 災害時における御遺体の埋火葬について 10
- (3) 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告について 11
- (4) 厚生労働大臣表彰について 12
- (5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について 12
- (6) 組織再編について 13

1. 生活衛生関係営業対策について

<総論>

生活衛生関係営業については、平成 27 年度予算案及び税制改正案、平成 26 年度補正予算において、その振興や活性化のための支援策を盛り込んでいる。

予算については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、平成 27 年度予算案において前年度より 28 百万円増の 10 億 28 百万円を計上するとともに、新規事業として、各生活衛生同業組合連合会による業界の強みを活かした好循環構造の定着・促進のための計画策定経費を盛り込んでいる。また、今年度に引き続き、業種や地域の特性を活かして、地域活性化を目的として各生活衛生関係営業者が連携して行う、業種を超えた地域に共通する課題に対応するための事業である生活衛生関係営業地域活性化連携事業を実施する。これらの事業を複層的に実施することで生活衛生関係営業の衛生確保、基盤強化、経営健全化、地域活性化等の取組の推進を図る。また、被災した生活衛生関係営業者についても、自立支援や被災地の復興に資するため、引き続き、支援に努めていくこととし、株式会社日本政策金融公庫が行う被災した生活衛生関係営業者に対する東日本大震災復興特別貸付等を継続して実施するために必要な財政支援を行うための経費を新たに計上している。

日本政策金融公庫の融資については、平成 27 年度予算案において、融資枠として前年度と同額となる 1,150 億円を確保するとともに、バリアフリー等関連施設に係る金利の引下げを図るほか、平成 26 年度補正予算においても、経済対策として、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援のため、制度の拡充を行っており、日本政策金融公庫と連携を図りながら、経営基盤の脆弱な生活衛生関係営業者を支援していくこととしている。

さらに、税制についても、生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合の特別償却制度の延長を行うとともに、中小企業活性化税制の延長などの設備投資促進のための措置が、平成 27 年度税制改正案として盛り込まれている。

これらの施策を生活衛生関係営業者の振興・活性化や生活衛生水準の向上に実際に結び付けていくためには、各地方公共団体、保健所、環境衛生監視員、都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県センター」という。）等の関係機関、関係者の役割が重要である。

特に、小規模・零細が大半を占める生活衛生関係営業をめぐる経営環境としては、昨年 4 月に実施された消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、円安方向への動きに伴う輸入物価の上昇、さらには消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得の増加が追いついていないことなど、未だ厳しい状況である。また、地域ごとに景況にばらつきがみられ、これら地方への好循環の拡大が政府の喫緊の課題である。

現在、各都道府県・市町村においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の実情に応じ、地方版総合戦略の策定に尽力されていることと思うが、どの地方においても数多ある産業のなかでも特に国民生活に密着し、地域の雇用を支える生活衛生関係営業の振興が、まち・ひと・しごと創生に資するものと考えており、地元生活衛生関係営業者の意見をよく聞いていただき、積極的な施策の実施に努めていただきたい。

特に、地方への好循環の拡大を図る観点から、地域住民生活等緊急支援のための交付金によって政府が支援を行うプレミアム付商品券及びふるさと名物商品・旅行券の実施計画作成にも尽力されていると承知しているが、これらの施策に生活衛生関係業者がしっかりと組み込まれるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、生活衛生に係る安心・安全の確保を効果的に進めていくためには、環境衛生監視員の監視指導の計画的実施の推進など、行政による衛生規制はもとより、都道府県センターや生活衛生同業者組合を積極的に活用し、自主管理点検表の活用等の業者の自主的な取組の促進、生活衛生同業組合の活動との連携やこれらのネットワークを活用するといった重層的な取組を進めていくことが重要である。

生活衛生同業組合は、法律に基づき、衛生施設の維持・向上や経営の健全化のための役割を担っており、組合活動は重要なものである。そのため、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が主催し、本年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定めて組合活動の推進に努めている。各都道府県におかれては、昨年7月にも通知でお願いしているとおりに、本月間の推進に御協力いただくとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用について、配慮をお願いする。

<各論>

(1) 生活衛生関係営業の振興について

①生活衛生営業指導センターによる支援について

各都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談・指導に応じること等を業務としており、その積極的な活用を図るとともに、相談指導の充実のために、特段の配慮をお願いする。

また、平成27年度予算案においては、今年度に引き続き、生活衛生関係営業地域活性化連携事業の中に、各生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業を行うための企画・総合調整に係る経費を計上しており、都道府県センターの企画・調整機能が重要なので、配慮をお願いする。

都道府県センターに対する補助事業については、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会で審査や評価を実施しているところであるが、これらの意見等も踏まえ、より効果的な事業実施が図られるよう、引き続き、配慮をお願いする。

②生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進等について

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいるため、3か年にわたり生活衛生課長通知を発出し、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係業者に対する研修会等において情報提供をお願いしてきたところである。

さらに、その平成25年7月の通知により、お示した生活衛生同業組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、昨年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」

と定め、行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、貴管下の保健所等の関係機関におかれても、月間についてご協力をいただいているところである。

引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえて、管下の事業者に対して、生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関して配慮をよろしく願います。

(2) 平成 27 年度予算案について

平成 27 年度予算案の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金 (10 億 28 百万円)

中小零細の生活衛生関係営業業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

○生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業

生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る。

イ 株式会社日本政策金融公庫補給金 (21.8 億円)

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

ウ 被災した生活衛生関係営業業者への支援 (4.5 億円) 【復興庁一括計上】

○生活衛生関係営業対策事業費補助金 (0.4 百万円)

東日本大震災で被災した生活衛生関係営業業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

○株式会社日本政策金融公庫出資金 (4.1 億円)

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

(3) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付について

平成 27 年度予算案においては、日本政策金融公庫の生活衛生貸付について、貸付規模として今年度と同額となる 1,150 億円を確保し、生活衛生関係営業業者の資金需要に適切に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業業者の経営安定化等の支援のため、都道府県センターを活用するなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、必要な情報提供や相談対応について格別の配慮を願います。

また、平成 27 年度予算案において、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行を踏まえて、地域に密着した生業である生衛業のバリアフリー等関連施設に係る金利を 0.15% 引下げるなど、貸付条件の改善を行っている。

さらに、平成 26 年度補正予算において、①生活衛生貸付における創業関係融資

の統合及び拡充、②原材料・エネルギーコスト高を踏まえたセーフティネット貸付の拡充、③女性活躍推進のための子育て支援に取り組む生衛業者に対する金利の引下げ、④女性・若者等の創業前又は創業間もない者に対する金利引下げ、⑤女性の少額での創業の場合の要件緩和、⑥地方創生に資するUターンでの創業の場合の金利の引下げ、などの措置を盛り込んでいるところである。

これらの措置も含め、日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付が生活衛生関係営業の投資促進や事業の活性化、経営の健全化等に有効に活用されるよう、営業者に対する周知や相談対応をお願いする。

また、生活衛生同業組合の行う生活衛生改善貸付（衛経）に係る審査を都道府県センターが代行している県において、同貸付の実績増加が見られる。それを踏まえ、2月12日に告示された振興指針のとおり審査代行の促進が図られるよう、各都道府県センター及び生活衛生同業組合への周知をお願いする。

（４）平成27年度税制改正案について

平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日閣議決定)における生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上、その適用期限を2年延長する。

イ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〔法人税・法人住民税・事業税〕

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

ウ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控の延長〔所得税・法人税・法人住民税・事業税〕

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

エ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

(5) 振興指針について

今年度は、飲食店営業（めん）、旅館業及び浴場業について、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の審議を踏まえ、2月12日付けで振興指針の改正（告示）を行った。営業者や組合等が同指針を有効に活用し、事業の振興や活性化が図られるよう、配慮をお願いする。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は平成27年4月1日から地方厚生局長から都道府県知事へ委譲されることになるが、今年度は地方厚生局が行うこととなっているため、年度内に事務が完了するよう、特段の御協力をお願いする。

なお、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目に4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）を、5年計画の終了時に5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

平成27年度は、食肉販売業及び冰雪販売業の振興指針の改正を予定している。

(6) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、本年4月から都道府県に移譲することとされており、これらの事務の円滑な実施に向け、引き続きご協力をお願いする。

②理容業及び美容業に対する指導監督等について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

さらに、理容業及び美容業については、管理理容師及び管理美容師資格認定講習会が実施されているところであるが、同講習会は免許取得後に実務経験における実際の取組状況を確認し、実践的な知識を習得する機会であるので、新規受講対象者を中心に管理美容師の資格取得の促進が図られるよう、周知・啓発をお願いする。

③まつ毛エクステンションについて

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年及び平成22年に美容師が行う業務として通知し、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしている。

一方で、美容師免許を有しない営業者が営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エク

テンションの在り方について検討を始め、平成 24 年 8 月に「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられた。これを踏まえ、まつ毛エクステンション教育プログラム検討会において教育プログラム等に係る検討が行われ、平成 25 年 6 月、まつ毛エクステンションの教育プログラム等がとりまとめられ、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に報告が行われた。この教育プログラムに沿って、日本理容美容教育センターにおいて美容師養成課程における平成 26 年度の教科書の作成が行われ、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションに係る教育の充実が図られている。

また、生活衛生関係営業等衛生問題検討会における審議を踏まえ、平成 25 年 6 月に通知（「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」）を発出しているところであるが、まつ毛エクステンションの安心・安全を確保するため、消費者に対する情報提供等の取組の徹底について、営業者に対する周知や指導監督、消費者等に対する注意喚起を引き続きお願いする。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成 23 年 12 月に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされ、健康被害等に関する情報の提供と的確な対応等に関して指摘されているところである。これを踏まえ、昨年 12 月の通知（「消費者から寄せられたまつ毛エクステンションによる健康被害等に関する情報への対応について」）により、消費者から寄せられたまつ毛エクステンションによる健康被害等に関する情報への対応の状況について情報提供を行っているところであり、引き続き、寄せられた情報への適切な対応を図るようお願いする。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知や指導を行うとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

また、2月6日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等に関して専門家による説明を実施したところであり、活用をお願いする。

(8) クリーニング業について

①クリーニング師研修等の受講の促進について

クリーニング師研修等については、離島の居住者等に対する通信制による研修の実施の拡大が図られるなど、受講しやすい研修となるような配慮も進められているところであるが、受講率の向上を図ることが課題となっており、昨年 10 月の総務省勧告でもこの点について指摘を受けているところである。

引き続き、研修受講予定者名簿の精緻化を図りつつ、研修実施機関による受講勧奨を効果的に進めるとともに、通信制の活用による研修機会の確保など、受講しやすい環境づくりを行い、より一層の受講促進への配慮をお願いする。

②引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、建築指導部局等との連携に努めるようお願いしているが、平成 24 年 11 月の生活衛生課長通知のとおり、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を継承するために同法の第 5 条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって地位の継承が行われた場合に準じて、事業に切れ目の生じないように手続きが円滑に行われるよう、引き続き配慮をお願いする。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県センターとともにご協力をお願いする。

(9) 食品表示の適正化について

ホテル、レストラン等における食品表示の不適正な事案が社会問題となったことを踏まえ、消費者庁を中心に関係省庁が連携して、食に関わる事業者団体に対して、景品表示法に基づく食品表示の適正化に向けた取組の徹底を要請してきたところである。今後とも引き続き、消費者行政担当部局とも連携のもと、景品表示法等の関係法令の遵守について、適宜、関係業界への周知・啓発をよろしく願います。

(10) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業、めん類飲食店業及び一般飲食店営業の 5 業種について設定されている。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年 11 月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、これに厚生労働省としても後援を行い、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ (<http://www.seiei.or.jp/anant/mark.html>) や広報誌への掲載等による広報を行っているところである。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるよう、ご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村での広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請をお願いする。

また、平成 21 年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮をお願いします。

(11) 環境衛生監視指導研修について

平成 24 年度から環境衛生監視員に対する研修会を国立保健医療科学院と連携して行っており、今年度は 11 月に研修を実施したところである。来年度も研修を予定しているので、活用いただくようお願いします。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等の建築物環境衛生管理基準については、平成 25 年度の「衛生行政報告例」で公表されているとおり、相対湿度、温度及び二酸化炭素の含有率について、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いします。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

①室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

②建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等 13 物質の室内濃度指針値と TVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

なお、室内濃度指針値については、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（医薬食品局が事務局）において、見直す方向で検討が進められている。

③シックハウス担当職員研修について

2 月 6 日に「生活衛生関係技術担当者研修会」を開催し、シックハウス症候群についても、上記の研究等の成果も交えて専門家による講演を実施したところであり、各都道府県等においては、これらも活用いただき、シックハウスに関する普及啓発や相談体制の充実について、引き続き、配慮をお願いします。

④住宅の内装リフォームによるシックハウス症候群の防止について

壁紙の張替えなどの内装リフォームによるシックハウスやにおい、化学物質に関する事故情報が寄せられていることを踏まえ、消費者庁より、「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」（平成 26 年 11 月 28 日）が公表されたことを契機として、標記について、平成 26 年 11 月 28 日付け薬食化発 1128 第 1 号・健衛発 1128 第 1 号により通知しているので、関係団体、住民等への周知を図るようお願いします。

3. その他

(1) 墓地埋葬行政について

墓地経営に係る認可等の権限については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、都道府県からすべての市へ移譲が行われたところである。墓地経営については、「墓地経営・管理の指針」も踏まえ、国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生上その他公共の福祉の見地から適切な運営が安定的に行われるよう、適切な指導をお願いする。

また、「公益法人制度改革に伴う『墓地経営・管理の指針』の解釈等について」（平成 20 年 8 月 14 日付け健衛発第 0814001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示ししている。新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、公益認定法人への移行に係る指導について対応していただいているものと考えているが、やむを得ず特例民法法人から一般法人へ移行する既存の法人に対しても、引き続き、公益認定の取得に向けた具体的な計画を書面により提出させるなど、公益認定を取得した上で安定的に・永続的に墓地経営が行われるよう、適切に指導をお願いする。

さらに、墓地埋葬法に基づく適切な埋火葬が行われるよう、火葬の許可申請時に、同法の内容等に関する住民への周知広報に努められたい。

(2) 災害時における御遺体の埋火葬について

東日本大震災時においては、墓地埋葬法に基づく埋火葬の許可の特例措置を講じたところであるが、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が制定され、これらの大規模災害時等において埋火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要がある場合における墓地埋葬法の第 5 条及び第 14 条の特例措置が定められているので、ご留意いただきたい。

また、大規模災害時における御遺体を円滑に火葬する体制の確保の重要性に鑑み、厚生労働省防災業務計画により各都道府県は広域火葬計画の策定に努めることとするとともに、「広域火葬計画の策定について」（平成 9 年 11 月 13 日付け衛企第 162 号厚生省生活衛生局長通知）において広域火葬計画の策定についてお願いをしているところである。さらに、国においても、昨年、「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」を策定し、関係各省の密接な連携のもと、①地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進、②広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を進めることとしているところである。

一方で、広域火葬計画が策定済の都道府県は 29 にとどまっている。については、各都道府県におかれても、本年夏までに、関係部局の連携のもと、広域的な火葬の

ための計画を策定し、火葬場の処理体制の把握、近隣地方公共団体との相互扶助協定等の締結、関係事業者と物資や搬送等に関する協定を締結するなどの資材の確保のための取組を進め、広域的な火葬体制が確保されるよう、改めてお願いします。

なお、地方公共団体においては災害時における柩等の物資の供給や御遺体の搬送等の協力に関して関係事業者・団体との協定の締結が進んでいるところである。国においても、上記基本的指針において地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進を進めることとしているほか、厚生労働省においても関係省庁の協力のもと、これらの物資の供給や搬送等について葬祭業や霊柩自動車運送業に係る全国団体に対して地方公共団体との協定締結に関して協力をお願いしているところであるので、災害時における協定の締結の推進に取り組んでいただきたい。

(3) 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告について

総務省は、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況等を調査し、昨年10月「規制の簡素合理化に簡素合理化に関する調査—関係者からの意見・要望への対応—」として、調査結果に基づく勧告を関係省庁に対して行ったところである。

当課に關係する勧告としては、①理・美容車の取扱い（理容師法・美容師法）、②空気調和設備の点検頻度（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）、③クリーニング師の研修等（クリーニング業法）、④理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書（理容師法・美容師法）の4つについて勧告が行われた。その内容は次のとおりである。

①理・美容車の取扱いについて

各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供するようとの指摘があった。各自治体の協力を得て調査した結果、合計213件、うち理容55件、美容158件であった。

詳細については、参考資料のとおりであり、業務の参考とされたい。

②空気調和設備の点検頻度について

個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めるようとの指摘があった。

これについては、勧告を踏まえ点検の実施方法について課長通知を近々発出する予定である。

③クリーニング師の研修等について

クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるようとの指摘があった。

クリーニング師研修の受講率向上を図るためには、受講予定者の正確

な把握や研修実施機関との連携は不可欠であり、各自治体におかれては、地域の実情等を勘案し、積極的な通信制の活用等、より一層の受講促進に配慮をお願いする。

④理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書について

理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書については、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合、当該健康診断の結果に代えることが可能であることの周知を図るようにとの指摘があった。

これについては、既に対応されている自治体もありますが、営業者が行う手続きの負担軽減を図るため、配慮をお願いする。

(4) 厚生労働大臣表彰について

当課所管の厚生労働大臣表彰については、以下のとおりであり、平成27年度も例年と同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については7月1日までに被表彰者の推薦をお願いする。

①生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成27年10月27日＜予定＞）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者を表彰。

②理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成27年8月5日＜予定＞）

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成28年1月21日＜予定＞）

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いする。

(6) 組織再編について

正確な時期は未定だが、本年7月以降に健康局の組織を再編することとしている。生活衛生系の「生活衛生課」、「水道課」は医薬食品局食品安全部へ移管し、局名は「医薬・生活衛生局」、部名は「生活衛生・食品安全部」とする予定である。

なお、新組織の名称については、改正手続きが終わっていないため、現時点では仮称である。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1. 平成 27 年度生活衛生課関係予算案等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
2. 生活衛生関係営業者の資金繰り対策等（日本政策金融公庫出資金）・・・・資-4
3. 平成 27 年度生活衛生関係税制改正・・・・・・・・・・・・・・・・資-5
4. 生活衛生関係営業の振興指針の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・資-9
5. 生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について・・・・・・・・資-10
6. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-12
7. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・資-14
8. 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告（平成 26 年 10 月）等・・・・資-18
9. 生活衛生課所管表彰一覧・・・・・・・・・・・・・・・・資-25

平成27年度生活衛生関係予算案等の状況

予 算

27年度予算案 [26年度予算]
3,688百万円 [2,980百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1,028百万円 [1,000百万円]

中小零細の生活衛生関係事業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係事業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

① 生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業 27百万円

生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 2,181百万円 [1,877百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

3. 被災した生活衛生関係事業者への支援（復興庁一括計上） 448百万円 [71百万円]

・ 生活衛生関係営業対策事業費補助金 36百万円 [71百万円]

東日本大震災で被災した生活衛生関係事業者の自立支援、被災地の復興に資するため、経営相談、共同利用設備への支援等を実施する。

① 株式会社日本政策金融公庫出資金 412百万円

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額

1, 150億円 [1, 150億円]

2. 貸付制度の改善

(1) 福祉増進関連事業施設貸付の拡充

高齢者・障害者等が円滑に生活衛生関係営業施設を利用できるようにするため
に行う設備投資について金利の引下げ

(2) 生活衛生関係営業者の資金繰り支援【平成26年度補正予算：3.03億円】

(株式会社日本政策金融公庫出資金)

- 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策
生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ
- 生活衛生関係営業の創業支援の充実
生活衛生関係営業新企業育成資金の創設（生活衛生資金貸付における創業関係
融資の統合及び女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ）
- 生活衛生関係営業の女性活躍推進
女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
女性の少額での創業について勤務要件等の緩和
子育て支援に取り組む者について金利の引下げ
- 生活衛生関係営業の地方創生支援
Uターン等で創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
- 生活衛生関係営業の耐震化支援
耐震改修資金に係る金利の引下げ特例措置の延長

税制改正

(※)：関係省庁と共同要望

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。

2. 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長 (※)

〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (※)

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

4. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (※)

〔相続税、贈与税〕

〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

生活衛生関係営業者の資金繰り対策等 (株) 日本政策金融公庫への政府出資金

エネルギー価格の高止まり対策など地域における生活衛生関係営業の投資促進や基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

26年度補正予算：3.03億円

事業概要

○ 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策

- ✓ 生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ
（原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている場合：基準利率より $\Delta 0.2\%$ 、うち小規模事業者 $\Delta 0.4\%$ 、経営支援型： $\Delta 0.4\%$ ）

○ 生活衛生関係営業の女性活躍推進、創業支援

- ✓ 女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
（適用利率より $\Delta 0.2\%$ 、女性・若者又はUターン等の場合 $\Delta 0.3\%$ ）
- ✓ 無担保融資に係る要件の緩和等
（女性の少額での創業について勤務要件等の撤廃、貸付期間の拡充等）
- ✓ 子育て支援に取り組む者への金利引下げ
（「くみるみんマーク」の認定を受けた事業者：基準利率より $\Delta 0.65\%$ 等）

○ 生活衛生関係営業の地方創生支援

- ✓ 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設
（女性、若者、シニア向けの創業資金：基準利率より $\Delta 0.4\%$ 等）
- ✓ Uターン等で創業する者について金利引下げ（適用利率より $\Delta 0.3\%$ ）（再掲）
- ✓ 耐震改修関連貸付制度の特例の継続（基準利率より $\Delta 1.05\%$ ）

大綱の概要

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上で、その適用期限を2年延長する。

制度の概要

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設(美容・すし等)
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備

制度の必要性

- 生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、かつ裾野の広い(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など、多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。
- 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

(法人税・法人住民税・事業税)

大綱の概要

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。

制度の概要

出資組合である生活衛生同業組合等が、各事業年度において、一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額の計算について、その限度額が法定繰入率又は貸倒実績率の12%増とすることができる政策措置である。

制度の必要性

- 本税制措置により、貸倒リスクの軽減及び経営基盤の安定化が図られている。
- 生活衛生同業組合及び消費生活協同組合等の財政基盤は、十分な状況でなく、また、営利性のある事業を行っていないため余剰金が発生しにくいことから、引き続き租税特別措置法の本特例措置を適用することによって、貸倒発生年の収支の悪化を少しでも緩和し、組合の信用力の低下を防ぐ必要があるため、延長を要望する。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

大綱の概要

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

○本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

（※1） 経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

- 1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）
- 1台60万円以上の建物附属設備（空調施設、店舗内装等）

（※2） 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

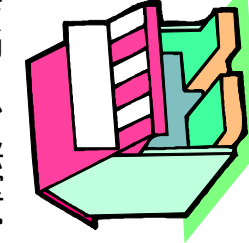
【本税制のイメージ図】

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業



経営改善指導等に基づく
設備投資

相談

経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会
商工会議所
商工会
都道府県生活衛生営業指導センター
各生活衛生同業組合 等

税制措置

（特別償却30%又は税額控除7%）

* 本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

大綱の概要

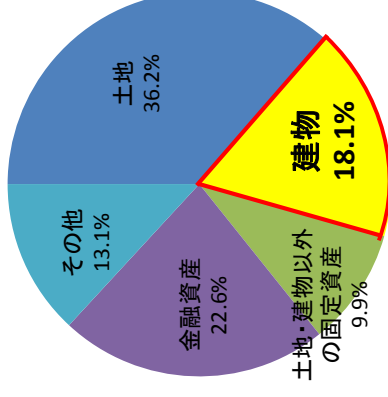
個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

我が国における規模・形態別の事業者数

事業者数	割合	
個人事業者	2, 175, 262	56. 3%
小規模企業	1, 277, 893	33. 1%
中規模企業	400, 056	10. 4%
大企業	10, 319	0. 3%

(出典)総務省・経済産業省「平成24年度経済センサス・活動調査」再編加工
 (備考)非一次産業の企業ベースで集計。中小企業については、中小企業基本法の定義に照らして、「小規模企業」(製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下)と、小規模企業以外を「中規模企業」と区分して集計。

純資産4,800万円(※)超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(※)4,800万円:
 相続人が3人(妻と子供2人)と仮定
 した場合の相続税の基礎控除額
 (H27年1月～)

(出典)中小企業庁委託調査「個人事業
 主が所有する事業用資産及び事業承
 継に関するアンケート調査」(2014年7
 月) 株式会社帝国データバンク 再編
 加工

個人事業者が雇用している割合

	三大都市圏	三大都市圏以外
常時雇用	5. 8%	11. 1%
従業員全体	9. 9%	19. 0%

(出典)平成24年度経済センサス・活動調査
 (備考)三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

個人事業者の例

A事業者(製麺所):

7人の従業員を抱え、茨城県で事
 業を展開。製麺機、ボイル機、工場
 等の設備を保有。

B事業者(畳業):

3人の従業員を抱え、長崎県で事
 業を展開。畳張り替え用機械、工場
 等の設備を保有。

平成27年度税制改正大綱

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

○小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考し、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成25年度
改定

- 理容業
- 美容業
- クリーニング業
- 飲食店業(すし)
- 興行場業

平成26年度
改定

- 飲食店業(めん類)
- 旅館業
- 浴場業

改定方針

- ★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定
- ★地域コミュニティの再生・強化、東日本大震災への対応等を重点事項に追加
- ◎業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理
- ◎価格以外の競争軸の創出（付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成27年度
改定
(予定)

- 食肉販売業
- 氷雪販売業

健衛発0710第1号
平成26年7月10日

各 [都道府県]
[政令市]
[特別区]

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生同業組合活動推進月間の実施に向けて

生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっていますが、生衛法の制定後50年以上が経過する中で、生活衛生同業組合に対する意識の希薄化や組織基盤の脆弱化も否めない状況にあります。

こうした中、生活衛生同業組合については、「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」（平成23年7月26日健衛発0726第1号）、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」（平成24年7月31日健衛発0731第1号）及び「生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について」（平成25年7月31日健衛発0731第1号）等において、3か年にわたり通知を発出し、生活衛生同業組合の活動に関してご協力をお願いしているところです。

昨年の通知においてもお示したとおり、生活衛生同業組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策に関して検討を進めてきたところですが、今般、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、本年から11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開していくこととなりました。

月間については、①衛生遵守に関する自主点検活動等の衛生活動の推進、②生活衛生同業組合に関する周知広報の推進、③生活衛生同業組合によるネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成、若手による組合活動の活性化、⑤

営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目としており、衛生行政の推進にも資するものと考えています。

現在、月間の実施に向けて、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、生活衛生同業組合連合会や全国生活衛生営業指導センターにおいて検討・準備が進められているところであり、今後、厚生労働省としても月間について後援等の協力を行っていきたいと考えております。

つきましては、行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合から依頼があれば、月間について後援等のご協力方よろしく申し上げます。

また、これまでも通知等でお願いしているとおり、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し、生活衛生同業組合に関する情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関して配慮をよろしく申し上げます。

標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS (Safety:安心であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であることを約束しています)。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗)
 - 理容業(昭和59年10月18日認可) 37,772店舗 ○美容業(昭和59年10月18日認可) 17,911店舗
 - めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 314店舗 ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 348店舗
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報状況について



RSSを購読する English

ここに検索語を入力

検索

あ | あ

閲覧支援

月間・週間

平成26年11月の行事概要

月間・今月から

標準営業約款普及登録促進月間

▶ 11月1日～30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS（Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること）を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

[関連ホームページ](#) [\(公財\) 全国生活衛生営業指導センター](#)

生活衛生同業組合活動推進月間

▶ 11月1日～30日

理容、美容、クリーニングや飲食店など、国民の皆様にもっとも身近で、生活に欠かすことのできないサービスを提供している生活衛生関係営業者は、業種ごとに組合を組織して、日々、衛生水準の向上等のための活動を続けています。こういった生活衛生組合の活動を改めて知っていただくため、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、国民の皆様が安心・安全なサービスを提供するための活動を推進していきます。

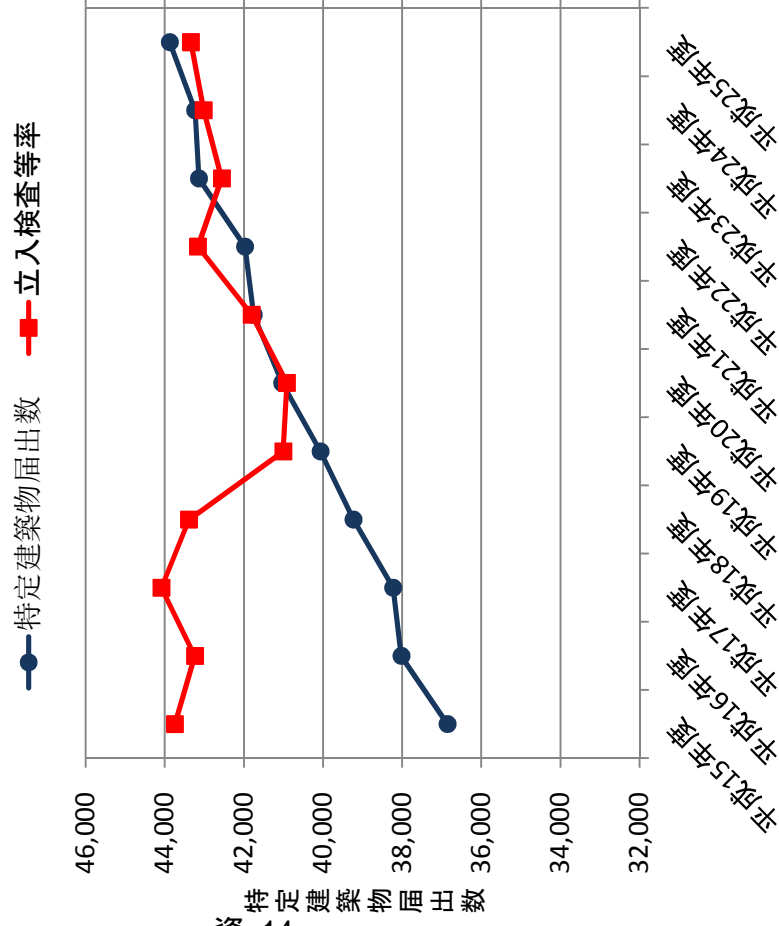
生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報の一貫として、
政府広報オンラインに掲載されています。

建築物衛生対策について

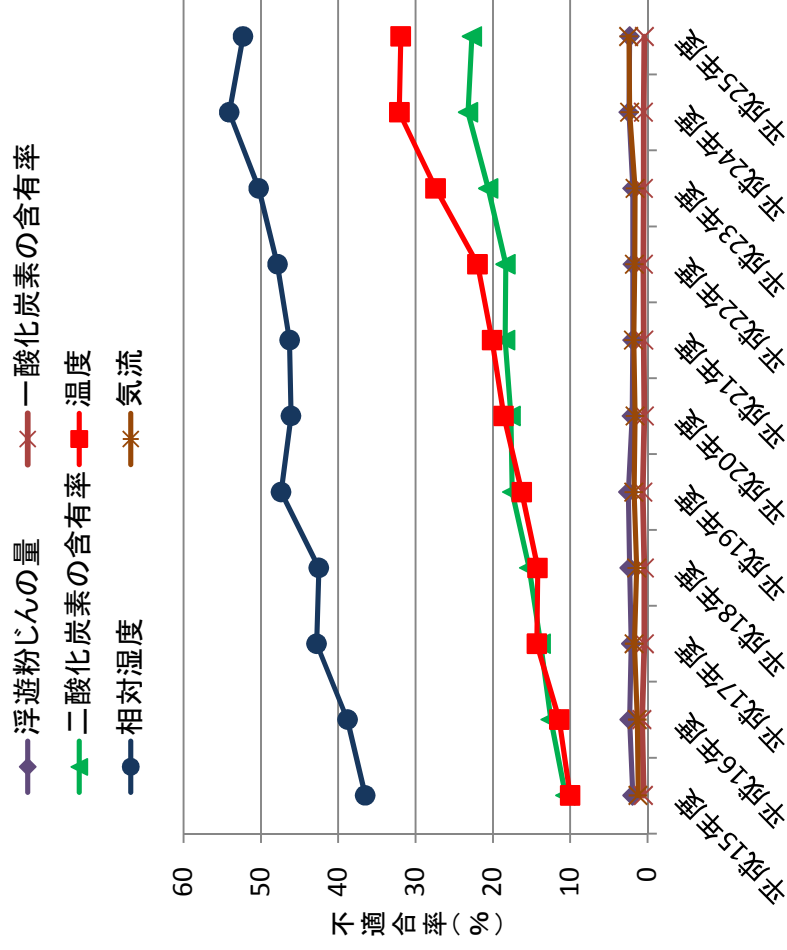
(1) 建築物等の衛生対策について

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
- ・ 立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

特定建築物届出数と立入検査等率の推移



空気環境の調整に係る不適合率の推移



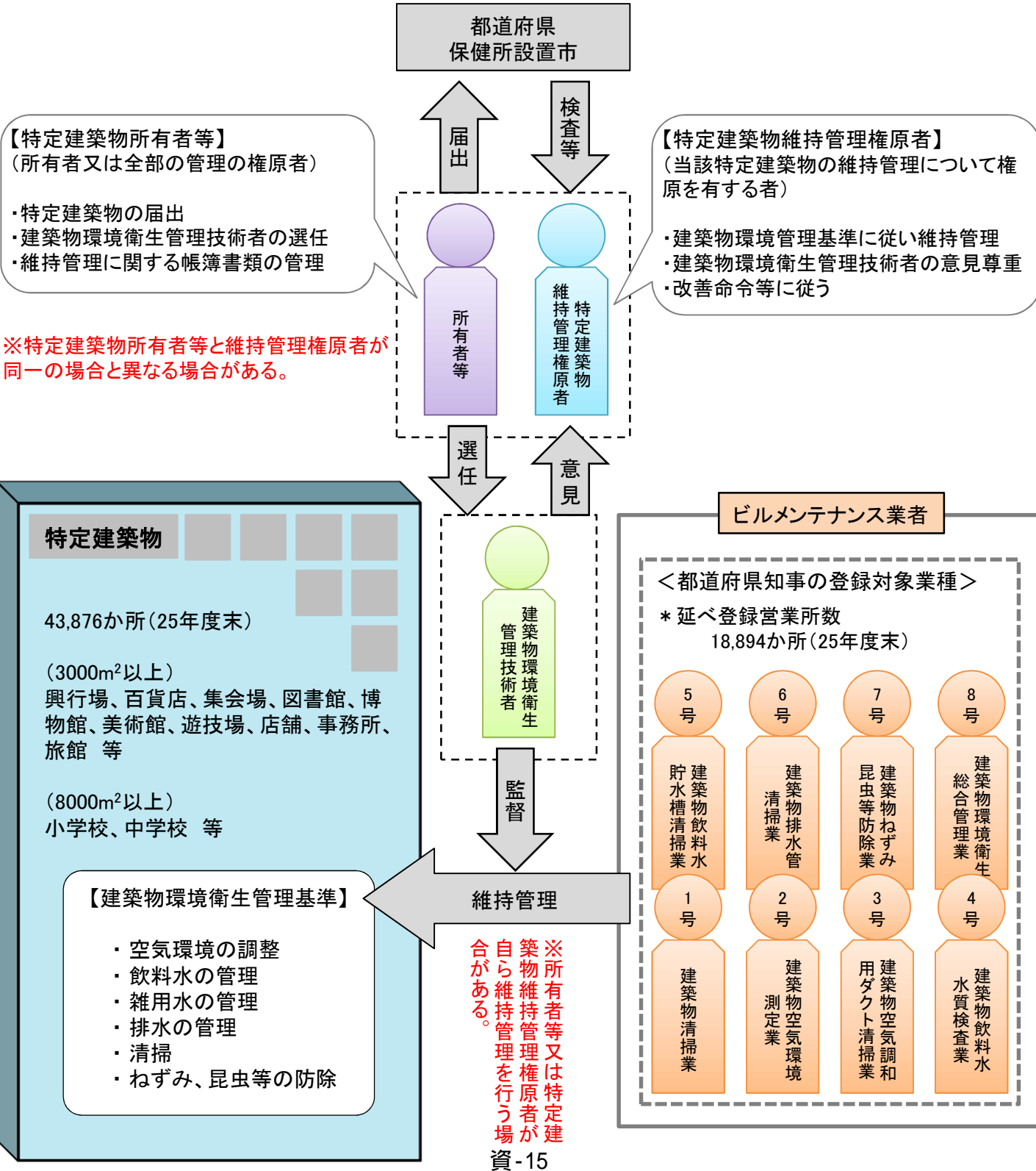
(2) シックハウス対策について

- ・ シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



(2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
特定建築物	総数	25,652	26,938	28,076	29,154	30,287	31,117	32,426	33,150	33,886	34,469	34,718
	興行場	738	787	817	861	889	924	976	1,021	1,052	1,092	1,099
	百貨店	1,911	1,921	1,951	1,996	2,067	2,102	2,161	2,196	2,208	2,163	2,109
	店舗	2,865	3,118	3,309	3,525	3,783	4,050	4,364	4,583	4,962	5,150	5,254
	事務所	11,916	12,502	13,012	13,406	13,745	13,989	14,401	14,595	14,759	14,965	15,058
	学校	1,561	1,652	1,747	1,824	1,915	2,011	2,160	2,245	2,332	2,394	2,492
	旅館	4,365	4,569	4,729	4,898	5,105	5,182	5,394	5,474	5,460	5,521	5,509
	その他	2,296	2,389	2,511	2,644	2,783	2,859	2,970	3,036	3,113	3,184	3,197
管技 理術 者	総数	50,007	52,796	55,430	57,757	60,038	62,872	65,531	68,884	71,949	75,185	78,240
	講習会	37,857	39,367	40,870	42,326	43,809	45,430	47,092	48,771	50,164	51,654	53,258
	国家試験	12,150	13,429	14,560	15,431	16,229	17,442	18,439	20,113	21,785	23,531	24,982

		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
特定建築物	総数	36,319	37,687	38,650	39,487	40,063	41,038	41,757	41,977	43,137	43,236	43,876
	興行場	1,139	1,152	1,181	1,189	1,184	1,215	1,216	1,195	1,200	1,198	1,194
	百貨店	2,124	2,123	2,106	2,149	2,130	2,135	2,073	2,031	2,037	2,018	1,997
	店舗	5,607	5,968	6,307	6,625	6,891	7,284	7,638	7,750	8,257	8,509	8,840
	事務所	15,965	16,641	16,967	17,221	17,387	17,660	17,928	18,070	18,342	18,203	18,485
	学校	2,597	2,795	2,889	2,999	3,061	3,140	3,224	3,293	3,419	3,476	3,557
	旅館	5,579	5,625	5,719	5,766	5,811	5,966	6,005	5,934	6,049	6,008	5,990
	その他	3,308	3,383	3,481	3,538	3,599	3,638	3,673	3,704	3,833	3,824	3,813
管技 理術 者	総数	81,894	84,365	89,582	92,012	95,329	98,493	101,646	104,955	107,725	112,518	115,148
	講習会	55,017	56,541	58,247	59,866	61,437	62,935	64,262	65,871	67,274	68,600	70,225
	国家試験	26,877	27,824	31,335	32,146	33,892	35,558	37,384	39,084	40,451	43,918	44,925

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

[主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

・床面積(8,000→5,000㎡)

・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

・除外規定の撤廃

(3) 登録営業所数の年次推移

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1号	3,382	3,415	3,433	3,579	3,622	3,746	3,707	3,776	3,798	3,815
2号	997	1,002	1,000	1,018	1,038	1,048	1,008	1,016	1,009	1,017
3号	101	113	125	134	164	129	121	134	141	145
4号	682	650	638	637	628	634	621	621	616	614
5号	7,202	7,064	6,966	7,075	7,103	7,194	7,046	7,105	7,079	7,149
6号	725	858	930	1,011	1,037	1,044	1,061	1,130	1,154	1,192
7号	2,470	2,447	2,451	2,518	2,536	2,607	2,578	2,662	2,666	2,708
8号	521	1,206	1,540	1,960	2,107	2,159	2,129	2,218	2,235	2,254
旧6号	1,760	1,001	642	0	0	0	0	0	0	0
計	17,840	17,756	17,725	17,932	18,235	18,561	18,271	18,662	18,698	18,894

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

1号	建築物清掃業	6号	建築物排水管清掃業
2号	建築物空気環境測定業	7号	建築物ねずみ昆虫等防除業
3号	建築物空気調用ダクト清掃業	8号	建築物環境衛生総合管理業
4号	建築物飲料水水質検査業	旧6号	建築物環境衛生一般管理業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業		

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索) > 平成24年度衛生行政報告例 > 第4章表1~4

(注1) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものを御用ください。

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

前 書 き

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである（「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承））。

また、規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果を得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがあり、時代の変化や技術の進歩に応じて再検討しなければ、規制が原因となつて、事業者の技術開発を遅らせ、財・サービスの品質や価格を固定させてしまうといった弊害が生じるおそれがある。

このため、政府では、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールとして、規制改革を最重要課題の一つとして位置付け、継続的に規制の見直しを行ってきたおり、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、「規制改革に関する第2次答申」（平成26年6月13日規制改革会議）を踏まえ、また、「日本再興戦略 改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」及び「貿易・投資等」が改革の重点分野とされた。一方、このような大胆な取組に加え、規制改革では、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護などの規制の目的を損なうことなく、制限している国民の権利や自由又は国民に課している義務を必要最小限のものとすることが求められている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

規制の簡素合理化に関する 調査結果に基づく勧告

平成 26 年 10 月

総 務 省

目 次

1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合 1

2 通知・通達等の明確化及び徹底 5

3 手続等の簡素合理化 7

4 規制の定期的な見直し 9

1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発とともに変化することから、国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的な需要を開花させることが極めて重要であるとされているなど、社会経済情勢等に適合した規制の見直しが求められている。

今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、次の制度等において、規制が長期間見直されないこと等により事業者等のニーズや現状の技術に対応していない、規制の有効性・効果の発現が明らかではないといった社会経済情勢等に不適な状況により、国民や事業者の負担となっている事例がみられた。

(1) 事業者等の二一ズや現状の技術に対応していないもの

① アマチュア無線局の免許制度（電波法）

調査したアマチュア無線局免許人は、アマチュア無線局について、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲で、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え、増設を行う場合の変更の手続が煩雑であり、これらを不要にすべきとしている。

② 理・美容車の取扱い（理容師法・美容師法）

調査した11都道府県等のうち9都道府県等は、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用している一方で、2都道府県等は、店舗型の理・美容所の床面積と異なる理・美容車の床面積を規定している。

③ 薬局における調剤に必要な設備及び器具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

調査した6薬局では、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなく処方することが多くなり、調剤に必要な設備又は器具として備えていないければならないものうち、メスピベット、ピペット台等は使用していない。

④ 空気調和設備の点検頻度(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)

調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理者においては、個別管理方式の空気調和設備について、機種によっては機器の分解や天井等の内装工事が必要となるため、月に1回の点検をしているのは1事業者のみとなっている。

⑤ エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定(建築基準法)

調査した3特定行政庁及び1指定構造計算適合性判定機関では、エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。

⑥ 浄化槽の法定検査の点検項目(浄化槽法)

調査した3都道府県では、浄化槽の法定検査について、効率化検査を導入し、通常の検査より費用や検査時間が軽減されている。

(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの

① 製造所固有記号制度(食品衛生法)

調査した6保健所では、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続がなく、実際に使用されている記号だけを特定することが困難であり、データベースとして使いにくいことから、製造所固有記号データベースを利用していない。

② クリーニング師の研修等(クリーニング業法)

調査した3事業者では、研修を受講するための受講料や交通費等が負担である等としており、また、既に業務従事者講習について通信制を採用している都道府県の1事業者は、交通費等の負担の観点から、クリーニング師研修でも通信制を実施してほしいとの意見を有している。

③ 狂犬病予防注射の実施頻度(狂犬病予防法)

調査した保健所では、科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はなく、また、毎年4月から6月までの間に限定されている予防注射の実施時期は、犬の体調によっては当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、自由にすべ

きとしている。

④ 調理師業務従事者届(調理師法)

調査した6都道府県では、調理師業務従事者届に係る集計データについて活用しているところはなく、廃止しても何ら支障はないとしている。

⑤ 特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い(老人福祉法)

調査した15事業者の特別養護老人ホームの医務室については、14事業者で医師が常駐していない。また、これらの医務室では診療は行われず、職員の詰所・休憩所や打合せスペース等として使用するなど、通常の診療所とは異なる利用実態となっている。

⑥ 動物取扱責任者研修の実施方法(動物の愛護及び管理に関する法律)

調査した8保健所では、保健所が開催する動物取扱責任者研修について、法令改正のあった場合に開催すればよく、動物取扱責任者への情報提供は立入検査等でも可能であることから、毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。

【所見】

したがって、関係府省は、規制について社会経済情勢等に適合させ、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの

① アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理すること。(総務省)

② 各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供すること。(厚生労働省)

③ 薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図ること。(厚生労働省)

④ 特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めること。(厚生労働省)

⑤ 建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパ
ンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確
認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明ら
かな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化すること。
(国土交通省)

⑥ 浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進するこ
とも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直す
こと。(環境省)

(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの

① 製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所固有記号
から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製
造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲
載される仕組みを整備した上で、消費者に公開すること。

また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けるこ
と。(消費庁)

② クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の
活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県
と連携した対応を行うこと。(厚生労働省)

③ 狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り
方を見直すこと。(厚生労働省)

④ 調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直
すこと。(厚生労働省)

⑤ 特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護
老人ホームにおける医療提供の在り方を検討すること。(厚生労働省)

⑥ 動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを
考慮しつつ、実施方法を見直すこと。(環境省)

2 通知・通達等の明確化及び徹底

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規
制改革・民間開放推進会議)において、規制に関わる通知・通達等については、
予測が困難な状況の変化に迅速かつ臨機応変に対応することが特に必要な事項、
個別の事案における事情を考慮して判断する必要があるため法律又は法律
の委任に基づく「法規命令」であらかじめ具体的に規定しつくすことができな
い事項等、行政機関の判断に委ねることが国民にとって望ましいものに限定す
ることが必要であるとされている。

また、通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制に関する見直しについて
は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決
定)において、通知・通達等については規制内容の明確化・簡素化等の観点か
ら、定期的に見直すこととされている。

さらに、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)では、規制シ
ートに規制に関連する通知・通達等を記載し、規制所管府省が主体的に規制改
革に取り組むこととされている。

今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等か
らのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき
各種規制を調査したところ、通知・通達等で示している法令の解釈等が都道府
県等に十分に伝わっていないことから、国民や事業者の負担となっている事例
がみられた。

① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件(社
会福祉法)

調査した1都道府県では、通知・通達等で社会福祉士及び社会福祉主事以外
にも社会福祉施設等の勤務経験がある者で相談業務に優れている者は、特別養
護老人ホームにおける生活相談員の資格要件として認められているにもかかわらず、全ての生活相談員に社会福祉士や社会福祉主事の資格を通信教育で取得
させている。

② 訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出(介護保険法)
調査した2都道府県では、通知・通達等で従業者の員数を変更した場合の運
営規程の変更の届出が年1回でよいということが明確に示されていないため、

員数の変更の都度、運営規程の変更を行い、届出を行っている。

③ 道路使用許可申請（道路交通法）

調査した福岡県内の警察署のうち、1警察署では、通知・通達等で道路使用許可と道路占用許可の両方の申請について、警察署長又は道路管理者のどちらかに一括で申請できることが示されているにもかかわらず、当該警察署のホームページに道路使用許可申請手続に必要な書類として、「道路管理者の占用許可書の写し」が記載されており、道路占用許可を受けた上で手続をしなければならぬような誤解を招く状況となっている。

なお、当該事例については、本調査途上の平成26年7月に是正措置が講じられた。

④ 調剤処方せんへの記名の取扱い（薬剤師法）

調査した8地方厚生局等のうち、東北地方厚生局では、調剤処方せんへの薬剤師名の記名押印について、通知・通達等で調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印することとされており、他の地方厚生局等では、i) 薬剤師名が記載された調剤済みのスタンプ、ii) 薬剤師名の押印としていているところ、これらに加え、さらに薬剤師名の記名を行わなければならないこととしている。

なお、当該事例については、本調査途上の平成26年7月に是正措置が講じられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、その適正な執行により、国民や事業者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底すること。

② 訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示すこと。

3 手続等の簡素合理化

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の主な目的の一つである安全性の確保について、より効率的な手法で安全性を確保する必要があるとされている。

また、規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果が得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがある。このように、規制本来の目的を損なうことなく、規制に伴う国民の負担を最小限とするために、絶えず、規制の内容の簡素合理化に向けた見直しを図ることが必要となる。

今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、事務手続の重複等により、国民や事業者の負担が大きくなってきている事例がみられた。

① 警備業法の各種手続に必要な医師の診断書（警備業法）

調査した1警備業者では、同一の者が同時に警備業法等に基づく別個の申請をしているが、その際の添付書類である医師の診断書について、正本をそれぞれの申請で提出している可能性がある。

② 理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書（理容師法・美容師法）

理・美容所を開設する場合、理容師法及び美容師法に基づき届出に医師の診断書を添付しなければならないが、この診断書の内容について、労働安全衛生法に基づき1年に1回行うこととされている健康診断の検査項目のうち、i) 皮膚疾患の有無、ii) 結核の有無に関する検査が共通する場合がある。

③ 要介護認定等に係る事務負担の軽減（介護保険法）

調査した3市町村では、被保険者にとつて安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから、また、調査した3介護支援事業者では、申請者、保険者及び事業者それぞれがそれぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、要介護認定等の有効期間を延長すべきとしている。

④ 浄化槽清掃業の許可期間（浄化槽法）

調査した2市町村では、浄化槽清掃業者が兼業する一般廃棄物収集運搬事業

者や浄化槽保守点検業者の許可期間と関係なく、許可期間を1年としており、許可期間が2年以上となっている市町村に比べ、申請手数料や添付書類の作成が負担となっている。

【所見】

したがって、関係府省は、事務手続等の簡素合理化により国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 警備法等に基づく手続の添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいれずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することと足りるとするなどの負担軽減措置を行うこと。(国家公安委員会(警察庁))
- ② 理容所及び美容所における開股の届出及び変更の届出の際に必要となる医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知すること。(厚生労働省)
- ③ 要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずること。(厚生労働省)
- ④ 浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行うこと。(環境省)

4 規制の定期的な見直し

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、規制を導入しないし継続していた理由となっていた社会経済情勢及び知見が期間経過中に変化したかどうか、また、どのように変化したかを、十分に調査・検討し、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響があるものについては、積極的に廃止の手続等を進めることとされている。

また、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)では、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの(その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。)を見直し対象規制とし、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」等において示された見直しの視点を踏まえ、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定し、見直しを行うこととされている。

さらに、「規制改革実施計画」では、規制所管府省は、規制を横断的に把握する仕組みである規制シートを作成し、主体的・横断的な規制改革に取り組みることとされている。

今回、項目1において、規制が長期間見直されていないことにより、事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの(6事例)、規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの(6事例)がみられた。

一方、今後、各府省は、「規制改革実施計画」に基づき作成した規制シートを活用して主体的・積極的に規制の見直しを行っていくこととなっているが、その際には、i)事業者等のニーズや現状の技術に対応しているか、ii)規制の有効性・効果が明確になっているかといった観点から見直しを行うことが重要であると考えられる。

移動理美容車許可状況（平成25年度末現在）

都道府県	合計	理容	美容
北海道	5	3	2
青森県	0	0	0
岩手県	2	0	2
宮城県	1	0	1
秋田県	5	0	5
山形県	1	1	0
福島県	2	0	2
茨城県	5	1	4
栃木県	2	0	2
群馬県	6	3	3
埼玉県	9	3	6
千葉県	4	0	4
東京都	3	1	2
神奈川県	3	0	3
新潟県	2	0	2
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	2	0	2
山梨県	1	0	1
長野県	1	0	1
岐阜県	7	1	6
静岡県	4	2	2
愛知県	5	1	4
三重県	2	2	0
滋賀県	3	1	2
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	2	0	2
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	8	1	7
島根県	9	2	7
岡山県	3	0	3
広島県	1	1	0
山口県	0	0	0
徳島県	2	0	2
香川県	3	1	2
愛媛県	1	0	1
高知県	1	0	1
福岡県	2	1	1
佐賀県	4	1	3
長崎県	6	3	3
熊本県	0	0	0
大分県	1	0	1
宮崎県	3	2	1
鹿児島県	6	3	3
沖縄県	0	0	0
小計	127	34	93

保健所設置市	合計	理容	美容
札幌市	3	1	2
仙台市	1	0	1
さいたま市	3	0	3
千葉市	0	0	0
横浜市	1	0	1
川崎市	0	0	0
相模原市	2	0	2
新潟市	2	0	2
静岡市	2	1	1
浜松市	0	0	0
名古屋市	2	0	2
京都市	0	0	0
大阪市	1	0	1
堺市	1	0	1
神戸市	1	1	0
岡山市	2	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	1	0	1
福岡市	6	4	2
熊本市	1	0	1
小樽市	0	0	0
函館市	0	0	0
旭川市	0	0	0
青森市	1	0	1
盛岡市	0	0	0
秋田市	2	0	2
郡山市	1	0	1
いわき市	1	0	1
宇都宮市	0	0	0
前橋市	3	0	3
高崎市	1	0	1
川越市	4	1	3
八王子市	1	1	0
船橋市	2	0	2
柏市	0	0	0
藤沢市	0	0	0
町田市	1	1	0
横須賀市	1	1	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	11	0	11
豊橋市	0	0	0
岡崎市	1	0	1
豊田市	1	0	1
四日市市	1	0	1
大津市	0	0	0
豊中市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	1	0	1
枚方市	0	0	0
西宮市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
姫路市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	1	0	1
倉敷市	1	0	1
呉市	0	0	0
福山市	1	0	1
下関市	0	0	0
高松市	3	1	2
松山市	0	0	0
高知市	1	0	1
大牟田市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	1	1	0
佐世保市	2	0	2
大分市	0	0	0
宮崎市	3	2	1
鹿児島市	5	3	2
那覇市	0	0	0
小計	80	19	61

特別区	合計	理容	美容
千代田区	0	0	0
中央区	0	0	0
港区	0	0	0
新宿区	1	1	0
文京区	0	0	0
台東区	0	0	0
墨田区	0	0	0
江東区	0	0	0
品川区	0	0	0
目黒区	0	0	0
大田区	0	0	0
世田谷区	0	0	0
渋谷区	0	0	0
中野区	0	0	0
杉並区	1	1	0
豊島区	0	0	0
北区	0	0	0
荒川区	0	0	0
板橋区	0	0	0
練馬区	1	0	1
足立区	1	0	1
葛飾区	1	0	1
江戸川区	1	0	1
小計	6	2	4

	合計	理容	美容
都道府県計	127	34	93
保健所設置市計	80	19	61
特別区計	6	2	4
合計	213	55	158

生活衛生課所管表彰一覧

カテゴリー	頻度	表彰名	対象者	伝達方法
大臣表彰	毎年	生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰	生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者	毎年10月下旬 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達
大臣表彰	毎年	理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰	理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者	毎年8月上旬 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達
大臣表彰	毎年	建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者	毎年1月下旬 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達
大臣感謝状	5年毎	環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	5年に1回 11月上旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度
健康局長感謝状	毎年	環境衛生監視業務功労者 健康局長感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	毎年10月下旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達
健康局長感謝状	10年毎	生活衛生営業経営特別相談員功労者 健康局長感謝状	都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者	各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達